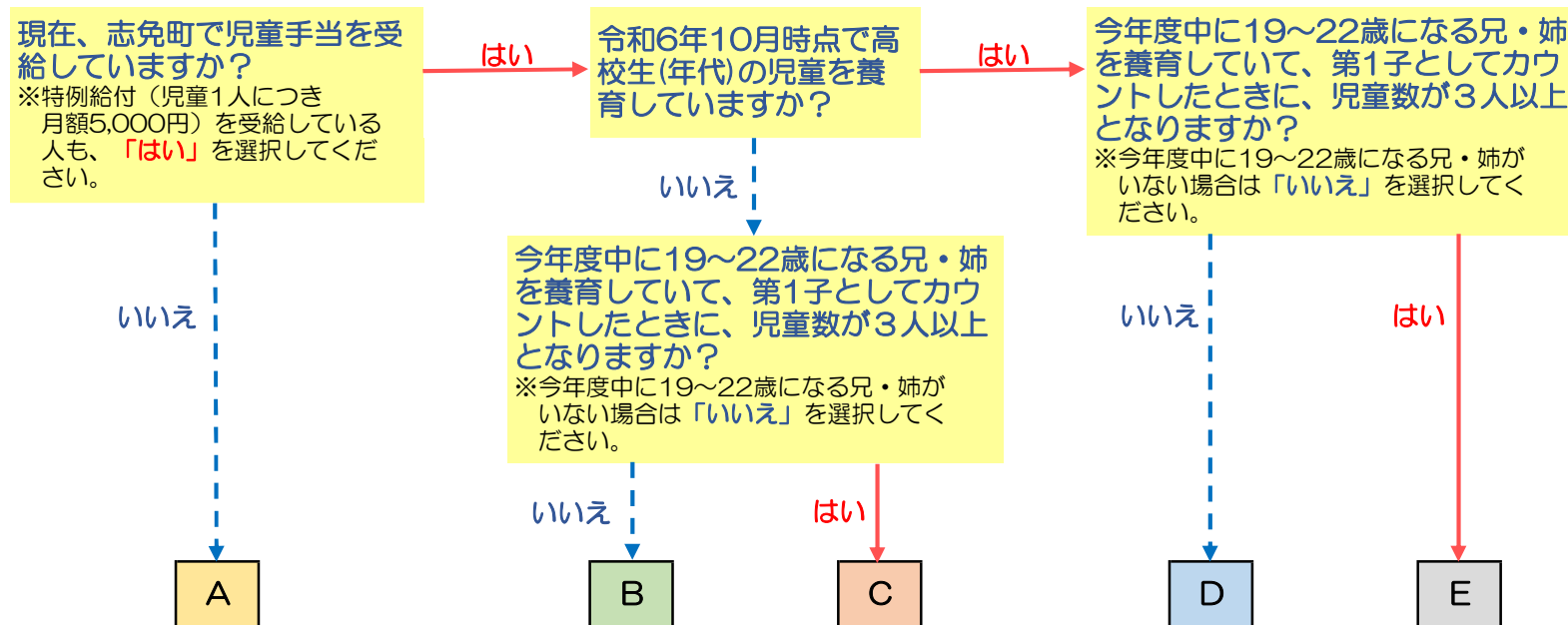


申請の有無及び提出書類のご案内

※平成18年4月2日以降に生まれた児童が対象です。



A	「児童手当 認定請求書」の提出が必要です。また、下記に該当している場合は、追加で書類の提出が必要です。 ◎養育している高校生(年代)の児童が別住所の場合 ⇒「別居監護申立書」 ◎カウント対象となる、今年度中に19～22歳になる養育している兄・姉がいる⇒「監護相当・生計費の負担についての確認書」	D	高校生(年代)の児童が、受給している人と同住所の場合は、自動的に対象児童となるため手続きは不要です。 ◎養育している高校生(年代)の児童が別住所の場合 ⇒「児童手当 額改定認定請求書」及び「別居監護申立書」
	B		手続きは不要です。
C	今年度中に19～22歳になる兄・姉分について、カウント対象とするために「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。		

※施設入所中の児童はカウント対象になりません。